平成２８年（フ）第１９８２号
神奈川県海老名市中央１丁目18番38―302号
債務者　佐々木由香
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２００９号
横浜市西区浜松町12―13　日東コーポ西横浜303、住民票上の住所横浜市港南区港南台７丁目８番49号　サンテラス港南台105号
債務者　藤原　三鶴
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２０３９号
神奈川県大和市大和東３丁目５番25号　パストラル鈴木103号
債務者　碇　　翔伍
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月６日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２０４６号
横浜市保土ケ谷区和田２丁目３番24号　第１橘ハイツ202号
債務者　新井　　充
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７４７号
横浜市磯子区杉田５丁目17番21号
債務者　原田　真樹（旧姓間明）
1　決定年月日時　平成28年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第６０８号
千葉県野田市上花輪1440―８小沢ハイツ花輪101、住民票上の住所千葉県野田市尾崎台６番地の３　セジュール川間Ｅ棟206号室
破産者　中塚　　愛
1　決定年月日　平成28年９月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第５４７号
千葉県浦安市富士見２丁目17番44―101号　マリンコート富士見
破産者　大田川雄大
1　決定年月日　平成28年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第６７２号
千葉市緑区おゆみ野中央６―39―１―205、住民票上の住所千葉県茂原市綱島93番地３
破産者　毛利　茂樹
1　決定年月日　平成28年９月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第５３２号
東京都荒川区西日暮里１丁目57―13―202
破産者　國分亜也子
1　決定年月日　平成28年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１６０３号
埼玉県越谷市花田３―10―４―206、開始決定時の住所埼玉県北葛飾郡松伏町田中２丁目11―46
破産者　松原　　忠
1　決定年月日　平成28年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１６６２号
千葉県柏市あけぼの４丁目３―23―617
破産者　大井田　朗
1　決定年月日　平成28年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１８６３号
神奈川県横浜市中区太田町６丁目79
破産者　オーゼンビズ株式会社
1　決定年月日　平成28年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２６３９号
埼玉県さいたま市桜区西堀７丁目１―14―602
破産者　佐藤　　淳
1　決定年月日　平成28年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２６９６号
東京都板橋区大山金井町54―15―1001
破産者　上川　英希
1　決定年月日　平成28年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２９３３号
埼玉県川越市大字南田島1637―２、開始決定時の住所埼玉県川越市大字南田島500―12
破産者　満田　　新
1　決定年月日　平成28年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２９５６号
東京都葛飾区西新小岩４丁目26―19―305
破産者　揚妻　　晶
1　決定年月日　平成28年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２９８８号
千葉県船橋市西船１丁目24―１―706
破産者　萩原　信子
1　決定年月日　平成28年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３５４３号
東京都足立区江北１丁目６―25　川端建設㈱
破産者　一戸　正史
1　決定年月日　平成28年９月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部